調布市受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1　意見募集の概要

（1）　意見の募集期間　　令和8年9月18日(金)～令和8年10月19日(月)

（2）　周知方法　　令和8年9月20日号市報及び市ホームページ

（3）　資料の閲覧場所　　文化会館たづくり西館4階健康推進課、神代出張所、公文書資料室、みんなの広場(たづくり11階)、教育会館、各図書館(深大寺分館除く)・各公民館・各地域福祉センター(染地地域福祉センターを除く)、 子ども家庭支援センターすこやか、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、

（4）　意見の提出方法　　氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメール、インターネット専用フォームで市役所健康推進課まで提出

2　意見募集の結果概要

（1）　意見提出件数：54件(27人)

＜提出意見の内訳＞

第2条　定義に対する意見	……	5件
第12条　子どもの受動喫煙防止に対する意見	……	8件
公衆喫煙所の設置に対する意見	……	12件
過料に対する意見	……	11件
その他	……	18件

（2）　意見の概要と意見に対する市の考え方

No	項目	御意見の概要	市の考え方
1	第2条　定義	20歳未満あるいは大学在学生は卒業年齢未満とすべきである。	令和元年7月の本条例施行以来、喫煙が禁止されている20歳未満の方への受動喫煙防止に取り組んで参りました。令和4年の民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、喫煙可能年齢は引き続き、20歳以上とされていることから、18歳及び19歳の方を含め、20歳未満の方を「子ども」と定義し、受動喫煙防止の対象として位置付けています。 表現については、いただいた御意見を参考に検討いたします。
2	第2条　定義	良いとは思いますが、ただ19-20歳を子どもに括るのは少し無理もあるかとも思うので、例えば子ども(未成年者)および20歳未満のもの　などの表現の方が良いのでは	
3	第2条　定義	子どもを20歳未満の者とすること自体は賛成であるが、子どもの定義を設けるのではなく、現行の条文の「子ども」を「20歳未満の者」に書き換えした方が明快である。	
4	第2条　定義	「子ども」の定義規定を加えること、また、「子ども」を20歳未満の者とすることに賛成します。喫煙禁止年齢の20歳未満の者が被る一方的な受動喫煙からの保護を明確にしたことについて、高く評価します。	令和元年7月の本条例施行以来、喫煙が禁止されている20歳未満の方への受動喫煙防止に取り組んで参りました。令和4年の民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、喫煙可能年齢は引き続き20歳以上とされていることから、18歳及び19歳の方を含め、20歳未満の方を「子ども」と定義し、受動喫煙防止の対象として位置付けています。 今後も国や東京都の動向を注視しながら、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
5	第2条　定義	本条例における「子ども」の定義を20歳未満とすること、そして加熱式タバコも過料徴収対象とすることに賛成です。	
6	第12条　子どもの受動喫煙防止	【2　今回の条例改正案について】 今回の「調布市受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(案)」について、全面的に賛成します。 今回の改正では、令和9年4月1日に市内に所在する全大学及び短期大学等のキャンパス内が全面禁煙となることを契機として、大学及び短期大学等に隣接する路上を喫煙禁止とすることが示されています。大学キャンパスを禁煙にした結果として、喫煙場所が周辺道路へ移動し、学生や近隣住民が受動喫煙にさらされるようになっては意味がありません。大学だけに対応を任せるのではなく、大学、地域、行政が連携して、大学生を含む若年者をタバコの害から守ろうとする今回の姿勢を大いに評価します。また、加熱式タバコを過料の徴収対象に加えることにも全面的に賛成します。今回の市の資料には、国の受動喫煙対策専門委員会の報告として、加熱式タバコについて「長期的な人体への影響について、現時点で科学的知見が十分に蓄積されていない」一方で、主流煙や副流煙には発がん性物質や有害化学物質が含まれている旨が記載されています。「長期的影響について十分に分かっていない」ということは、「無害」ということではありません。有害物質が含まれることが分かっている以上、紙巻タバコと同様に規制対象とする今回の改正は適切であると考えます。	本条例の施行時(令和元年7月)、加熱式たばこの科学的知見が明らかになっていなかったため、本条例で過料徴収は「市長が指定したたばこ」と規定し、現在は徴収対象から除外しています。令和7年11月に国が設置した「受動喫煙対策専門委員会」で、加熱式たばこの取扱いについて再議論され、「長期的な人体への影響は、現時点で科学的知見が十分に蓄積されていないが、主流煙や副流煙に有害化学物質が含まれている」報告書が取りまとめられたことや、他自治体で過料徴収の対象とする動きが見られることから、本条例の改正にあわせ、加熱式たばこを過料徴収の対象としています。 今後も国や東京都の動向に注視しながら、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
7	第12条　子どもの受動喫煙防止	学生に禁煙を促すことは、健康を守るだけでなく、将来の社会生活における選択肢を広げることにもつながると考えます。近年では、喫煙を採用条件や就業環境の観点から考える企業も増えていると聞いており、学生のうちから喫煙習慣を持たないことは、将来の進路や就職を考える上でも意義があるのではないでしょうか。市内大学の敷地内及び近隣道路を禁煙とする今回の取り組みに賛成します。	令和9年4月に市内に所在する全ての大学・短期大学等のキャンパス内が禁煙になることを契機に、一層の受動喫煙防止対策の推進を図るため、本条例(案)により大学・短期大学等に隣接する路上を喫煙禁止としています。 大学生への周知啓発については、関係団体と連携し、既に一部の大学では新入生を対象とした受動喫煙防止に関する講演を実施しているほか、今後も、様々な機会や媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙防止対策の周知に努めて参ります。引き続き、大学をはじめとする関係機関と連携しながら、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
8	第12条　子どもの受動喫煙防止	改正案に賛成します。大学・短期大学には喫煙禁止年齢の20歳未満の者が在学していることから、20歳未満の者に対する受動喫煙からの保護を強化することに賛成します。	令和9年4月に市内に所在する全ての大学・短期大学等のキャンパス内が禁煙になることを契機に、一層の受動喫煙防止対策の推進を図るため、本条例(案)により大学・短期大学等に隣接する路上を喫煙禁止としています。 大学生への周知啓発として、関係団体と連携し、既に一部の大学では新入生を対象とした受動喫煙防止に関する講演を実施しているほか、今後も、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙防止対策の周知に努めて参ります。
9	第12条　子どもの受動喫煙防止	市内の大学がすべて敷地内禁煙になることにあわせて、大学に隣接する路上も禁煙になるそうですが、非常に良いことだと思います。	令和9年4月に市内に所在する全ての大学・短期大学等のキャンパス内が禁煙になることを契機に、一層の受動喫煙防止対策の推進を図るため、本条例(案)により大学・短期大学等に隣接する路上を喫煙禁止としています。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
10	第12条　子どもの受動喫煙防止	市内の大学がすべて敷地内禁煙にされることは、すばらしいことですが、まだ、やめれない喫煙者は、敷地外に出て、喫煙しますので、周囲の住民も含めた受動喫煙曝露を引き起こします。同時に、早期に、大学に隣接する路上も禁煙にしておかないと問題ができることは、多くの先行事例で明らかです。早期のご対応をされることが、調布市の皆様にとって、最善だと思います。よろしくお願いします。	

No	項目	御意見の概要	市の考え方
11	第12条　子どもの受動喫煙防止	意見：条例改正案に強く賛同。大学を学内禁煙にすると必ず路上喫煙が問題になるので、ここで行政が路上も問題であるという大きな線引きをすることは大変有意義であり、大学の困りごとを解決する大きな一歩であり、また、行政側もきっぱりと「喫煙出来ません」と指示せることは、業務遂行においての時間を大幅に短縮できることだと考える。引き続き喫煙所を作らない方針を維持し大学生への啓発を推進してください。期待しております。	令和9年4月に市内に所在する全ての大学・短期大学等のキャンパス内が禁煙になることを契機に、一層の受動喫煙防止対策の推進を図るため、本条例（案）により大学・短期大学等に隣接する路上を喫煙禁止としています。 大学生への周知啓発として、関係団体と連携し、既に一部の大学では新入生を対象とした受動喫煙防止に関する講演を実施しているほか、今後も、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙防止対策の重要性について周知に努めて参ります。
12	第12条　子どもの受動喫煙防止	すべての学校と同様に大学隣接道路での喫煙を禁止し、受動喫煙を防止すべである。	本条例第12条で「市民等は、子どもに受動喫煙を生じさせないよう、市内に所在する学校（大学、短期大学等を除く。）及び児童福祉施設並びにこれらに準ずる施設として規則で定める施設の敷地に隣接する路上において喫煙をしてはならない。」と規定しています。 本条例（案）では「（大学、短期大学等を除く。）」の規定を削除するため、市内に所在する学校のすべてが該当することになります。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
13	第12条　子どもの受動喫煙防止	良いと思いますが、「等」を明確に定義することになるかどうか？　例えば専門学校とか各種学校とかはも含めては	
14	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：条例改正案はよいと思います。引き続き喫煙所を作らない方針を維持し大学生への啓発を推進してください。 調布市の取り組みがうらやましです。このような取り組みが全国に波及してほしいと、切に願います。	本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 また、閉鎖型の喫煙所であっても、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れ出すことなどから、周囲の受動喫煙を完全に防ぐことは困難であると考えています。 大学生への周知啓発については、関係団体と連携し、既に一部の大学では新入生を対象とした受動喫煙防止に関する講演を実施しているほか、今後も、様々な機会や媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の重要性について周知に努めて参ります。
15	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：条例改正案に賛成です。『喫煙所を作らない方針』を今後とも維持してください！将来、『タバコ病』で苦しまなくてもすむように、大学生への禁煙の啓発を推進してください。	
16	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：条例改正案に賛成いたします。喫煙所がなくなることで、タバコを止められる人もいます。肺がんの原因はタバコだけではありませんが、タバコの問題が解決できないと他の危険因子の疫学研究や対策が遅れてしまいます。治せない肺がんの治療として、ときに一人何千万円もの医療費がかかるのを、そうと知らずに一部負担しているのはいまや大半となった 非喫煙者の納税者です。喫煙所を作らない方針を堅持し、将来ある大学生への啓発を推進していただきたいと思います。そうしたくてもできない自治体が圧倒的に多いのが実情と思われます。どうか先陣を切って道を拓いていただければと、心より願っております。	
17	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：大学客員教授・医師です。条例改正案は非常によいと思います。それゆえにタバコ産業からの攻撃もあるかと思いますが、タバコの被害者を少しでも減らすために、引き続き喫煙所を作らない方針を維持し大学生への啓発を推進してください。	
18	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：調布市の先進的な取り組み、すばらしいです。注目しています。条例改正案いいと思います。喫煙所を作らない方針を維持し、大学生や市民への啓発を推進してください。	
19	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：条例改正案には「加熱式タバコも過料徴収対象とすること」と記されており、よい改正だと思います。今後も、喫煙所を作らない方針を維持し、禁煙を推進してください。	本条例の施行時（令和元年7月）は、加熱式たばこに関する科学的知見が十分ではなかったため、過料徴収の対象としていませんでした。しかし、その後、加熱式たばこに含まれる主流煙や副流煙に有害物質が含まれていることが明らかになってきたことから、本条例改正にあわせて、加熱式たばこを過料徴収の対象としています。 また、喫煙所の設置につきましては、開放型、閉鎖型を問わず、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れ出すことなどから、周囲の受動喫煙は防げないと考えております。本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
20	公衆喫煙所の設置に対する意見	意見：条例改正案に賛成です。税金で喫煙所を作らないでください。	喫煙所の設置につきましては、開放型、閉鎖型を問わず、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れだすことなどから、周囲の受動喫煙は防げないと考えております。また、本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
21	公衆喫煙所の設置に対する意見	【4　公費による公衆喫煙所の設置について】 調布市が、公費を用いて新たな公衆喫煙所を設置したり、その維持管理費を恒常的に負担したりすることには反対します。日本が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」は、タバコ消費及びタバコ煙への曝露を減少させ、タバコによる健康、社会、環境及び経済への悪影響から現在及び将来の世代を守ることを目的とするものです。さらに、日本国憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と明記しています。したがって、日本には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を誠実に遵守することが求められています。受動喫煙対策や禁煙化の目的は、非喫煙者だけを守ることではありません。喫煙者自身についても、タバコによる健康被害やニコチン依存から守ることが重要です。喫煙者、非喫煙者の双方をタバコの害から守ることが基本であると考えます。その観点からすれば、行政が税金を使ってタバコを継続して使用するための場所を整備し続けることは、タバコ消費を減少させるという「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の方向性に反すると考えます。限られた公費を使うのであれば、喫煙を継続するための設備ではなく、受動喫煙防止、禁煙支援、新たな喫煙者を生み出さないための防煙教育等に用いるべきです。	公費による公衆喫煙所の設置や、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守るとともに、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発及び教育を行うことにより、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現の重要性についての御意見として承りました。 喫煙所の設置につきましては、開放型、閉鎖型を問わず、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れだすことなどから、周囲の受動喫煙は防げないと考えております。また、本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。併せて、受動喫煙及び喫煙による健康影響に関する普及啓発に取り組んで参ります。
22	公衆喫煙所の設置に対する意見	条例改正案に賛成です。今回の改正を通じて、市民、とりわけ子どもを望まない受動喫煙から守り、健康で安心して暮らせる環境をさらに整備することが重要だと考えます。 そのため、受動喫煙の機会を増やしかねない公費での喫煙所設置には反対です。限られた税金は、喫煙所の整備ではなく、受動喫煙防止や禁煙支援など、市民の健康を守る施策に活用してください。 市内の大学が敷地内禁煙になると、隣接する路上での喫煙が増加する可能性が高く、周辺住民への影響も懸念されるため、隣接する路上の禁煙化も必要だと考えます。加熱式タバコの有害性は多くの研究で明らかになってきており、市民の健康を守る観点からは紙巻きタバコと同等の規制が必要です。したがって、過料徴収の対象とすることは極めて妥当な判断だと思われます。 ただ、過料徴収によって公費での喫煙所設置の要望が増えることが懸念されます。喫煙所設置が必要な理由としてポイ捨ての増加が挙げられますが、近年の研究結果により、喫煙所を設置してもポイ捨ては減らないこと、また、ポイ捨てを減らすためには過料徴収が有効であることが明らかとなっています。さらに、喫煙所の設置により、その維持管理に多額の経費が必要であること、喫煙所周辺の受動喫煙の被害をゼロにすることは困難であること、喫煙可能な場所が増えることにより禁煙意欲が失われかねないこと等、設置による悪影響がいろいろ懸念されます。また、喫煙所の設置は、日本も批准しているタバコ枠組み条約に明らかに違反する行為です。 どうか、外圧に屈せず、調布市民の健康を最優先に考えて施策を実施していただくことをお願いします。	本条例の施行時（令和元年7月）は、加熱式たばこに関する科学的知見が十分ではなかったため、過料徴収の対象としていませんでした。しかし、その後、加熱式たばこに含まれる主流煙や副流煙に有害物質が含まれていることが明らかになってきたことから、本条例の改正にあわせ、加熱式たばこを過料徴収の対象としています。 また、喫煙所の設置につきましては、開放型、閉鎖型を問わず、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れだすことなどから、周囲の受動喫煙は防げないと考えております。また、本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
23	公衆喫煙所の設置に対する意見	【5　総務省自治税務局長通知及び与党税制改正大綱について】 総務省自治税務局長から、地方公共団体に対し、地方タバコ税の安定的確保と受動喫煙対策を理由として分煙施設の整備を促す通知が発出されています。しかし、国から通知が出されていることだけを理由に、調布市が公衆喫煙所の整備を進めるべきではありません。日本が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第5条第3項は、タバコ規制に関する公衆衛生政策を、タバコ産業の商業上その他の既得権益から保護することを求めています。同ガイドラインでは、タバコ産業だけでなく、その利益を推進するために活動する組織や個人による干渉からも政策を保護することが求められています。さらに、日本国憲法第98条第2項により、日本には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を誠実に遵守することが求められています。この点で、公衆喫煙所整備をめぐる政策形成の経緯は看過できません。全国たばこ販売協同組合連合会は、2019年10月、自民党たばこ議員連盟に対して「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する要望書」を提出したことを自ら公表しています。その要望書では、「禁煙の推進」ではなく「分煙環境の整備・推進」が重要であるとの立場から、地方タバコ税を分煙環境整備に活用するよう要望しています。また、総務省は国会答弁において、累次の与党税制改正大綱で、地方タバコ税の活用を含め、地方公共団体が屋外分煙施設等をより一層整備するよう促すとされていること等を踏まえ、自治体に通知を発出していると説明しています。さらに、全国たばこ販売協同組合連合会の資料では、地方タバコ税を活用した分煙環境整備について、議員連盟や自治体等への働きかけを全国的に行ってきたことも確認できます。このような経緯からすれば、与党税制改正大綱や、それを踏まえて出された総務省通知について、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第5条第3項との整合性に重大な疑義があると考えます。少なくとも、調布市がその通知を無条件・機械的に受け入れ、喫煙所を整備することはあってはなりません。日本国憲法第98条第2項による条約の誠実遵守義務を踏まえ、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」との整合性を優先して判断し、タバコ産業及びタバコ販売事業者の経済的利益に影響された政策に追随しないでください。	地方たばこ税に関する通知等に関する御意見は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守るとともに、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発及び教育を行うことにより、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与するという本条例の目的に関するものであると受け止めました。 受動喫煙防止対策を推進することは、市民の健康の保持増進に寄与するものと考えております。本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、引き続き、市は中立的な立場で受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
24	公衆喫煙所の設置に対する意見	【8　2022年のインターネットアンケート調査について】 2022年に1,534人を対象として実施されたインターネットアンケート調査では、タバコ政策と議員に対する意識について、非常に興味深い結果が示されています。①「喫煙する議員についてどう思いますか」という設問では、「嫌悪感を持つ」「どちらかといえば嫌悪感を持つ」と回答した人は、喫煙者でも60.7%、非喫煙者では93.8%でした。②「政策や税金により、タバコ会社・タバコ農家・タバコ屋・喫煙者等が利益を得られるように行動する議員について、どう思いますか」という設問では、同様に嫌悪感を示した人は、喫煙者で59.1%、非喫煙者で90.2%でした。③「喫煙者向けの喫煙所増設ではなく、喫煙者・非喫煙者双方の健康と健全なまちづくりのために、禁煙を推進する議員について、どう思いますか」という設問では、「好感を持つ」「どちらかといえば好感を持つ」と回答した人は、喫煙者でも45.6%、非喫煙者では74.6%でした。この調査は調布市民だけを対象としたものではありませんので、この数字だけをもって調布市民全体の意見であると断定するものではありません。しかし、非喫煙者だけでなく喫煙者の中にも、喫煙所を増設する政策よりも、禁煙を推進する政策に好意的な人が相当数存在していることは重要です。私は、この結果は、喫煙場所を増やす方向ではなく、喫煙者・非喫煙者双方をタバコの害から守るために禁煙化を進める方向に、強い社会的支持が存在することを示すものと考えます。政策を検討する際には、一部の声の大きな利害関係者や、タバコの販売・消費によって経済的利益を得る立場からの要望だけを「市民の声」として受け止めることがないようにしてください。	受動喫煙防止対策や禁煙推進に対する社会的意識に関する御意見として承り、受動喫煙に関する市民意識を把握する際の参考とさせていただきます。 受動喫煙防止対策を推進することは、市民の健康の保持増進に寄与するものと考えております。本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
25	公衆喫煙所の設置に対する意見	【7　タバコ税収と喫煙者への還元について】 「タバコ税収があるのだから、その税収を喫煙者のための喫煙所として還元すべきだ」という意見には賛同できません。タバコの経済的影響については、税収だけを見るのではなく、医療費、介護、生産性損失、施設環境等への影響も含めて考える必要があります。厚生労働省が紹介している医療経済研究機構の試算では、タバコによる負の経済影響は4.3兆円であるのに対し、正の経済影響は2.8兆円にとどまり、全体として負の影響の方が大きいとされています。また、厚生労働省の資料では、タバコ関連疾患による超過医療費だけでも、能動喫煙と受動喫煙を合わせて約1兆5,300億円、介護費用等まで含む総コストは年間約1兆8,000億円とされています。したがって、タバコ税収だけを取り出して「喫煙者は税収に貢献しているのだから喫煙所で還元すべきだ」と考えることは適切ではありません。タバコの使用そのものが、多大な社会的コストを生じさせています。ただし、喫煙者という人そのものを社会的コストとみなしたり、排除したりすべきではありません。喫煙者も、非喫煙者と同じくタバコの害から守るべき市民です。喫煙者への還元を考えるのであれば、喫煙を継続するための喫煙所ではなく、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会等と連携した禁煙相談、禁煙治療への支援等の形で還元してください。受動喫煙対策や禁煙化は、喫煙者と非喫煙者を対立させるためのものではなく、双方をタバコの害から守るための施策であるべきです。	たばこ税収の活用や、受動喫煙防止対策の推進に関する御意見は、本条例の目的に関するものとして承りました。 受動喫煙防止対策を推進することは、市民の健康の保持増進に寄与するものと考えております。本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
26	過料に対する意見	賛成ではあるが、実効性を担保するため、過料規定を設けるべきである。	令和元年7月の本条例を施行し、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定しています。また、当該禁止区域内で路上等喫煙防止指導員による喫煙中止の指導に従わなかった場合は2,000円の過料徴収を科すことができると規定していますが、徴収開始の時期は本条例施行規則で定める日として、実施時期は未定です。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 一方、喫煙マナー向上に向けたさらなる取組として、本条例に過料が規定されていることについて、一層の啓発を行う必要があると考えており、引き続き、効果的な周知啓発について検討して参ります。
27	過料に対する意見	ご担当者さま お世話になっております。〇〇の〇〇です。私の家のまわりに歩きたばこの男性が結構みかけられます。自転車に乗りながら吸っている男性もかなり迷惑です。一人男性で近所に住んでいるらしく、いつもタバコを吸いながら歩き回り、私の家は2階ですが、そこまで匂いが来るときもあります。歩きたばこの人には罰金、という制度を作り、その法令ができたらしばらくは誰かが監視して罰金をとっていただきたい。以上が私の意見です。よろしくお願いいたします。〇〇〇〇	

No	項目	御意見の概要	市の考え方
28	過料に対する意見	本条例改正案に賛成します。現在主流となりつつある加熱式タバコについても、健康被害や受動喫煙防止の観点から規制を強化することは喫煙者および非喫煙者の双方にとって重要であり、実効性を担保するためにも過料徴収の導入に賛成します。また、多くの市民や来街者の方々が行き交う駅周辺に喫煙所を設置することは、健康増進法および本条例の趣旨に真っ向から反するため、絶対に避けていただきたいと考えます。調布市には、望まない受動喫煙から市民の健康を守る責務を強く果たしていただくことを求めます。	本条例の施行時（令和元年7月）は、加熱式たばこに関する科学的知見が十分ではなかったため、過料徴収の対象としていませんでした。しかし、その後、加熱式たばこに含まれる主流煙や副流煙に有害物質が含まれていることが明らかになってきたことから、本条例の改正にあわせ、加熱式たばこを過料徴収の対象としています。 また、喫煙所の設置につきましては、開放型、閉鎖型を問わず、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れだすことなどから、周囲の受動喫煙は防げないと考えております。また、本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
29	過料に対する意見	意見：本改正案では、過料の徴収対象に加熱式たばこを加えるとされています。しかし、概要資料によれば、過料の徴収は条例施行規則で定める日から施行するとされ、その施行日は未定のままです。徴収が行われない以上、対象を拡大しても実効性はありません。現に、既存の路上等喫煙禁止区域でも【例：調布駅の駅前広場や南側のとうきゅう前などで、平日の朝夕に喫煙している人が散見される】状況です。今回新たに大学等に隣接する路上を禁止区域に加えても、同じことが起きると考えます。ついては、以下を求めます。過料徴収の施行日を速やかに定めること。少なくとも、施行に向けた時期の見通しを示すこと。既存の禁止区域と新設する禁止区域で、巡回・指導・過料徴収を一体的に実施する体制を示すこと。	令和元年7月の本条例施行以降、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めています。あわせて、市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行うことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるよう取り組んでいます。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 一方、喫煙マナー向上に向けたさらなる取組として、本条例に過料が規定されていることについて、一層の啓発を行う必要があると考えており、引き続き、効果的な周知啓発について検討して参ります。
30	過料に対する意見	3　過料制度の施行に向けた工程表の作成・公表 改正案では加熱式たばこを過料の徴収対象に加える一方、過料の徴収は「条例施行規則で定める日から施行する」とされ、施行日は未定です。施行規則と施行日が定まらなければ、条例上の規定だけにとどまります。過料制度を実際に機能させるため、実態調査を行ったうえで、施行規則の整備、周知、巡回・指導、過料徴収の開始までの時期を示した工程表を作成し、市民に公表してください。 既に制度を実施している自治体の事例を参考に、違反の確認方法、注意・指導から過料徴収までの手順、巡回体制、事前周知、効果検証の方法を具体的に定めることが必要と考えます。実態調査は不可欠ですが、調査が施行を期限なく先送りする理由とならないよう、条例改正後の早い段階で工程表を公表し、各段階の実施状況も市民に明らかにすることを望みます。	

No	項目	御意見の概要	市の考え方
31	過料に対する意見	今後の取り組みに関して。 路上喫煙に対する過料についても、条例の実効性を高めるために重要な取り組みだと考えます。調布市ではすでに路上等喫煙禁止区域が設けられ、違反者への過料も条例に規定されていますが、実際には実行されておりません。今後取り組みを着実に実施することで、調布市の受動喫煙防止対策が広く知られ、他の自治体にも取り組みが波及することを期待します。 東京2020大会を契機に東京都の受動喫煙対策は大きく前進しましたが、最近は飲食店の室内禁煙が守られなくなってきている状況が目立ちます。受動喫煙対策をさらに進める自治体の一つとして、調布市から明確なメッセージを発信していただきたいと思います。今回の条例改正を契機に、調布市が先進的な受動喫煙対策を継続し、健康を守る環境づくりをさらに進めることを期待します。	令和元年7月の本条例施行以降、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会や媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めています。あわせて、市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行うことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるよう取り組んでいます。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 一方、喫煙マナー向上に向けたさらなる取組として、本条例に過料が規定されていることについて、一層の啓発を行う必要があると考えており、引き続き、効果的な周知啓発について検討して参ります。 また、市では受動喫煙ゼロの店登録事業を実施し、登録店に禁煙ステッカーを配布し、受動喫煙のない環境づくりを推進しており、今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
32	過料に対する意見	過料の徴収を、実効性をもって実施してほしい。	令和元年7月の本条例施行以降、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めています。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
33	過料に対する意見	4　市民参加を基本とした受動喫煙防止の取組 過料制度は市民生活に直接関係するため、制度を進める過程でも市民参加を基本に据えることが必要です。実態調査の結果と規則案・運用案を公表し、パブリック・コメント、市民アンケート、説明会等を通じて広く意見を聞くことが、制度への理解と実効性を高めます。施行の是非だけでなく、施行時期、路上等喫煙禁止区域の周知、巡回方法、指導から過料徴収までの手順等に、市民の意見を反映することが、条例の目的実現につながるものと考えます。 この過程自体が、加熱式たばこも規制対象であることや路上等喫煙禁止区域を広く知らせ、違反行為への関心を高める機会になります。過料の徴収自体を目的とせず、禁止区域では喫煙しないという意識を広げ、過料を科さなくても違反が減る状態を目指すことが、条例の本来の目的です。さらに、その遵守意識が対象区域以外にも広がり、地域全体の受動喫煙防止につながることと期待します。 制度の施行後は、喫煙、受動喫煙及びポイ捨てが減少したかを継続的に検証し、その結果を公表することが必要です。十分な効果が確認できない場合には、禁止区域、巡回方法及び指導体制を見直すことが重要と考えます。	市民参加を基本とした受動喫煙防止の取組に関する御意見は、多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するに必要であると認識しています。 令和元年7月の本条例施行以降、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めています。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
34	過料に対する意見	【6　公衆喫煙所ではなく、路上喫煙等への罰則適用を進めることについて】 公衆喫煙所を設置すれば、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てが減少するという主張については、慎重に検証する必要があります。千葉市ではJR海浜幕張駅高架下に公衆喫煙所を設置し、2年間にわたり、路上喫煙やポイ捨て等への効果を検証する実証事業を実施しています。船橋市でも指定喫煙所設置による実証実験が実施されていますが、船橋市自身が、その目的を「罰則規定の強化」と指定喫煙所との「相乗作用」による路上喫煙等の防止と説明しています。また、重点区域での違反者には直ちに2,000円の過料が科されています。ところが、これらの自治体に対して情報提供依頼を行い、生データを入手して分析したところ、公衆喫煙所を設置したこと自体によって路上喫煙やポイ捨てが減少したと評価するには根拠が十分とはいえず、むしろ罰則の適用や取締りの強化が大きく影響したことが示唆されました。さらに、これらの実証実験はタバコ産業が協力しており、タバコ産業の意図に沿うような形で恣意的にデータの解釈・恣意的なデータのピックアップがなされていました。自治体が公表している最終的な評価だけを見るのではなく、元となった数値や、同じ時期に実施された罰則強化等の他の施策も含めて検証することが必要です。調布市においても、「路上喫煙があるから喫煙所を造る」という考え方に安易に進むのではなく、まず現在ある条例を実効的に運用してください。違反行為に対する指導を行い、それでも従わない場合には、条例に基づく過料を適切に適用することが必要です。公費を投じて喫煙所を造ることよりも、条例違反に対して適切に罰則を適用し、条例を実効性のあるものとすることを求めます。	他地区での公衆喫煙所設置や過料の徴収の事例に関する御意見として承りました。 令和元年7月の本条例施行以降、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めています。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
35	過料に対する意見	今回、大学及び短期大学等に隣接する路上を新たに喫煙禁止とするなど、受動喫煙防止対策を一層進めるという条例改正の趣旨に賛同します。 一方で、喫煙禁止区域を拡大することと併せて、既存の禁止区域において条例を十分に周知し、その実効性を確保することも重要だと考えます。 現在、路上等喫煙禁止区域であるにもかかわらず、周囲を気にすることなく喫煙する行為が常態化し、喫煙者から「事実上の喫煙場所」として認識されてしまっているような場所が見受けられます。また、そのような場所では吸い殻だけでなく、空き缶や食べ物など、ゴミのポイ捨ても日常的に発生しています。 ポイ捨てされた吸い殻などのゴミについては、見かねた近隣の方々など善意の第三者が、放置することもできず日常的に清掃しているケースもあります。 こうした状況を鑑み、今回の条例改正を機に、既存の禁止区域についても、条例の内容や禁止区域であることを、これまで以上にしっかりと啓発・周知していただきたいと考えます。 さらに、今回の改正では、過料の対象を紙巻たばこだけでなく加熱式たばこにも広げるとのことですが、過料制度そのものが喫煙者に認知されなければ、抑止効果を得ることは難しいのではないでしょうか。 まずは、禁止区域であることや過料制度について、現地の看板や路面表示等により分かりやすく、重点的に周知するとともに、パトロールや喫煙者への声掛け・指導を積極的に行っていただきたいと考えます。 また、過料制度についても、その存在を広く周知し、条例の実効性を高めるため、今回の条例改正を契機として早期に徴収を開始していただきたいと考えます。実際に過料制度を運用することで、喫煙者の間にもその情報が広がり、「禁止区域での喫煙には実際に過料が科される」という認識が浸透し、具体的な抑止効果につながると考えます。 今回の条例改正を契機として、既存の禁止区域についても、十分な周知・啓発と実効性のある対応を行い、条例が形骸化することなく、実際の行動変容につながる取組を進めていただくことを希望します。	既存の路上等喫煙禁止区域における条例の実効性の確保や、たばこ関連ごみのポイ捨て防止に関する御意見として承りました。 令和元年7月の本条例施行以降、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や路上等喫煙禁止区域、過料制度等の受動喫煙対策の周知に努めています。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 また、ポイ捨て防止対策については、都市美化の観点から、たばこ関連ごみ全般を対象として、ポイ捨て防止の啓発活動や巡回等を実施しています。路上や公園等において、依然としてたばこの吸い殻が見受けられることから、路上喫煙やポイ捨ての防止に向け、周知啓発や巡回等の取組を継続して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
36	過料に対する意見	第14条の過料の徴収について 2,000円を改定し、姫路市の例を参考に、2-3万円としてはどうでしょうか 参考　全国最高額、路上喫煙の過料2万円スタート　姫路市の禁止区域　ポイ捨て増加で引き上げ、加熱式も対象 https://www.kobenp.co.jp/news/society/202607/0020539826.shtml	過料額は路上喫煙に対する抑止効果を確保しつつ、路上喫煙者に過度な負担とならないことを勘案して設定しております。現在、市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 過料額の引き上げについては、既に過料の徴収を行っている先進自治体の動向を注視して参ります。
37	その他	意見：条例改正案に賛成です。税金で喫煙所を作らないでください。 市民の健康増進のため条例の改正ありがとうございます。 家庭内受動喫煙 保護者の喫煙はマルトリートメントと考えられ、厚生労働省の示す児童虐待に当たると思います。 調布市にはいろいろな国の方も住んでいます。 言葉の理解力や自分の国の文化との違いにより条例を理解できない方も いると思いますのでいろいろなルーツの方にも丁寧な条例説明も必要と感じます。 オーラルタバコ JTはオーラルタバコの販売を促進しているようです。 今後の対策として検討いただけることを希望します。	本条例は、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、公衆喫煙所を設置しないことを基本に、施策を推進していく方針としています。 また、閉鎖型の喫煙所であっても、人の出入りの際に有害物質を含むたばこの煙が外部に漏れ出すことなどから、周囲の受動喫煙を完全に防ぐことは困難であると考えています。 煙の出ない「噛みたばこ」については、紙巻きたばこと同様に様々な健康リスクを高めるとともに、依存性が指摘されていますが、副流煙が発生しないことから、現在は健康増進法における受動喫煙防止対策の対象外となっています。今後の国の動向を注視して参ります。 また、家庭内を含め、子どもを受動喫煙から守ることの重要性に関する御意見として承りました。 外国人を含む多様な市民に対して条例の内容や受動喫煙防止対策について理解いただけるよう、周知方法の工夫に努めて参ります。 今後も、様々な機会や媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の重要性について周知に努めて参ります。
38	その他	【1　これまでの調布市の受動喫煙対策について】まず、健康推進課をはじめ、関係する様々な部署の皆様が一丸となり、長年にわたって受動喫煙対策に尽力されてきたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。 調布市は、受動喫煙による健康への悪影響から市民を守り、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが健康に暮らせるまちを実現することを目的として受動喫煙防止条例を制定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係団体や庁内各部署と連携しながら、様々な取組を積み重ねてきました。特に、「誰もが健康に暮らせるまち調布を目指す－関係団体と連携しタバコの煙から市民を守る－」という取組が、第12回「健康寿命をのばそう！アワード」において厚生労働省健康・生活衛生局長優良賞を受賞したことは、市民として大変誇らしく思います。調布市の受動喫煙対策は、全国の自治体にとってもモデルケースとなり得る取組であると考えています。私自身、知人や友人に調布市の取組を紹介すると、非常に高く評価されることが多く、市民として誇りに思っています。 中でも、健康推進課が、市民の健康を第一に考え、関係部署や医療関係団体と調整しながら粘り強くタバコ対策を進めてきた姿勢を大いに評価しています。今後も、この姿勢を継続していただきたいです。	本条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会や媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めています。あわせて、市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する喫煙中止の声かけを行うことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるよう取り組んでおります。 本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、引き続き、国や東京都の動向を注視するとともに、市の関係団体や関係部署と連携を図り、効果的な対策を行って参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
39	その他	【3　タバコ産業及びタバコ販売事業者による政策干渉を防ぐことについて】調布市のタバコ対策は、タバコ産業やタバコ販売事業者の商業上の利益から明確に独立したものでなければならないと考えます。日本が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第5条第3項は、タバコ規制に関する公衆衛生政策を策定・実施する際に、タバコ産業の商業上その他の既得権益から政策を保護することを求めています。同条項の実施ガイドラインでは、タバコ産業との接触を制限し、接触が生じる場合には透明性を確保すること、タバコ産業との連携を拒否することなどが勧告されています。また、タバコ産業だけでなく、タバコ産業の利益を推進するために活動する組織や個人による干渉からも政策を保護する考え方が示されています。さらに、日本国憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と明記しています。したがって、日本には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を誠実に遵守することが求められています。このため、調布市のタバコ政策の立案、検討、実施に、タバコ産業やその利益を代弁する者を関与させるべきではありません。タバコ政策に関しては、行政上どうしても必要な接触を除き、タバコ産業との関わりを断つべきです。また、直接タバコ産業やタバコ販売事業者から働きかけを受ける場合だけに注意すればよいわけではありません。商工会や商店街等を経由することによって、外形上は一般的な商業者からの要望に見えても、実質的にはタバコ販売事業者やタバコ産業の利益を実現するための政策要望が行われることも考えられます。調布市においては、商工会、商店街その他の団体を通じた場合も含め、タバコ産業やタバコ販売事業者からタバコ政策への干渉を受けない態勢を確立してください。健康推進課をはじめとする市職員や三師会等が長年積み重ねてきた市民の健康を守る取組が、タバコ産業等の商業的利益によって後退させられることがないよう強く求めます。	タバコ産業等と受動喫煙防止対策の関わりに関する御意見として承りました。 本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、引き続き、条例の周知啓発を図るとともに、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会の三師会をはじめとする関係機関と連携しながら、中立的な立場で受動喫煙防止対策を推進して参ります。
40	その他	【9　市長交代後も三師会・外部有識者と連携したタバコ対策を継続することについて】2026年7月に調布市長が交代しました。市長が交代しても、これまで調布市が積み重ねてきた受動喫煙対策、禁煙支援、防煙教育等の取組を後退させないでください。調布市が「健康寿命をのばそう！アワード」を受賞した取組も、行政だけで完結したものではなく、関係団体との連携によって進められてきたものです。また、調布市の受動喫煙防止等対策に関する取組方針でも、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係団体との連携が明確に位置付けられています。今後も、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会及びタバコ対策について専門的知見を持つ外部有識者と十分に連携し、これまで以上にタバコ対策を推進してください。	受動喫煙防止対策の推進に当たっては、 調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会の三師会をはじめ、関係団体との連携は重要であると認識しています。 本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、引き続き、国や東京都、近隣自治体の動向を注視しつつ、関係団体等と連携し、受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
41	その他	【10　外部有識者による防煙授業を制度化することについて】受動喫煙対策として、すでに発生している受動喫煙を防ぐだけではなく、そもそも新たな喫煙者を生み出さないための対策も必要です。その意味で、子どもの時期からタバコの健康影響や依存性について正しい知識を伝える防煙授業は、非常に重要です。私は、防煙授業は、比較的少ない費用で多くの子どもに働きかけることができ、将来の喫煙開始そのものを防ぐことが期待できる、費用対効果の高い施策であると考えます。京都では、医師等の外部有識者が関与する防煙教育が継続的に行われています。また、埼玉県行田市では、2009年から行田市医師会等が市内全小学校を対象とした喫煙防止教室「行田市に無煙世代を育てよう！」を継続し、その後、成人時に追跡して効果を検証する「行田モデル」が実施されています。そして重要なのは、単に「授業を実施した」というだけではなく、実際に喫煙率の低下が報告されていることです。行田モデルの5年間、1,178人を対象とした成人式アンケートの報告では、小学生時代に防煙教育を受けていなかった群では329人中42人が喫煙しており、喫煙率は12.8%でした。これに対し、防煙教育を受けた群では849人中60人、7.1%であり、防煙教育を受けた群の喫煙率は有意に低い結果が報告されています。また、調査期間を通じて喫煙率は一貫して低下傾向を示したと報告されています。埼玉県の公式資料においても、行田市医師会と教育委員会等が連携して市内全小学校で早期防煙教育を継続し、成人時に効果判定を行う「行田モデル」により、「喫煙率の低減に成功」したことが明記されています。さらに、同研究では喫煙と問題飲酒との間にも関連が認められ、早期防煙教育による喫煙率及び問題飲酒率の低減効果が報告されています。このように、医師等の外部有識者が学校に入り、子どもの時期から防煙教育を継続的に行う取組については、単なる知識の提供にとどまらず、その後の喫煙率の低下につながることを示す報告があります。一方、調布市では、健康推進課や三師会等が防煙教育に取り組んでいることは大いに評価しています。しかし、全ての学校で、継続的かつ制度的に外部有識者による防煙授業を受けられる仕組みにはなっていません。私には、教育委員会が、医師会等の外部有識者による防煙授業を市内全体として制度化することについて極めて後ろ向きであるように感じられます。学校や担当者によって防煙授業を受けられる子どもと受けられない子どもが生じる状態ではなく、医師会等の外部有識者による防煙授業を正式に制度化し、市内の子どもたちが等しくタバコの害について学ぶことができるようにしてください。	喫煙禁止教育や 「行田モデル」に関する御意見は、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に向けた取組に関する大変貴重な御意見として承りました。 本条例では、市立の小中学校の児童・生徒に対して、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進するものと規定しており、市では調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会等と連携しながら、喫煙禁止教育を実施しています。昨年度は市内の小学校において落語家を招き、キャリア教育と組み合わせた喫煙禁止教育を実施し、受動喫煙防止に関する周知、啓発に努めました。 頂いた御意見につきましては、今後の受動喫煙防止対策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
42	その他	たばこ対策ネットワークの役員をしています 年間2, 3回小学校でタバコはこんなに害がある、という防煙授業を 行っています。タバコは、興味本位で吸ってしまうことが多く 小学校、中学校の生徒を多少に知識を与えておかないと 吸い始めてからでは遅いのです。タバコは麻薬よりも依存性が強く 一度吸い始めてしまうと簡単に依存症になってしまいます 何回か市や校長先生方にその重要性をお話しし協力をおねがいしているのですが、なかなか広めることができません どうか調布のすべての生徒たちに 命に係わる授業を広めたいとおもっています。ご協力お願いします	本条例では受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進するものとしており、喫煙禁止教育は重要であると認識しています。 また、本条例では、市立の小中学校の児童・生徒に対し、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進するものと規定しており、市では喫煙禁止教育を実施しています。昨年度は市内の小学校において落語家を招き、キャリア教育と組み合わせた喫煙禁止教育を実施し、受動喫煙防止に関する周知、啓発に努めました。 頂いた御意見につきましては、今後の喫煙禁止教育及び受動喫煙防止対策を推進する上での参考とさせていただきます。 今後も教育委員会や関係団体と連携しながら、受動喫煙及び喫煙による健康影響に関する教育の推進に取り組んで参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
43	その他	【11　バス停及び飲食店テラス席等での受動喫煙について】今回、大学周辺まで規制を拡大することを高く評価するとともに、今後は、現在も受動喫煙被害が生じているバス停や飲食店のテラス席等についても、規制を強化してください。特にバス停は、公共交通機関を利用するために、その場所で待たなければならない場所です。子ども、高齢者、妊婦、呼吸器疾患等を持つ方を含め、様々な人が利用します。そこで喫煙が行われた場合、非喫煙者側が「煙が嫌ならその場を離れればよい」という対応を取ることは困難です。また、飲食店のテラス席についても、店内が禁煙であっても、テラス席で喫煙が行われれば、隣席の利用者や歩行者等が受動喫煙にさらされることがあります。受動喫煙対策で重要なのは、単に「屋内か屋外か」で線を引くことではなく、実際に他人がタバコ煙にさらされる状況をなくすことだと考えます。特に、自らの意思だけでは受動喫煙を避けることが難しい子どもや、健康上の影響を受けやすい人を優先して守る必要があります。今回の条例改正を契機として、今後はバス停、飲食店のテラス席その他の受動喫煙が生じている場所についても規制を強化し、子どもや弱い立場にある人が安心して生活できる環境を整備していただくよう要望します。以上	バス停や飲食テラス席等における受動喫煙防止に関する御意見として承りました。 本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、子どもをはじめ全ての市民を受動喫煙から守るための取組を推進しています。 また、バス停や飲食店のテラス席における受動喫煙防止については、関係部署や事業者等と連携しながら、周知啓発を含めた取組を推進して参ります。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策の推進に努めて参ります。
44	その他	「調布市受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(案)」への意見【地域行事・自治会における受動喫煙対策の徹底について】2026年10月17日・18日の青渭神社例大祭では、子どもが多数いる中で、一部の高齢者・まつり関係者・屋台業者 等が各所でタバコを吸っている状況が見られました。調布市は受動喫煙防止に積極的に取り組んでいますが、このような地域行事を見る限り、その考え方が地域社会に十分浸透しているとは到底言えません。特に、調布市の自治会等では従来の慣習が優先され、子どもや弱者の前でタバコを吸うことの問題性が十分認識 されていないように感じます。未来ある子どもをタバコの煙にさらしてまで守るべき慣習はありません。自治会こそ重要な啓発対象と位置付け、回覧板、自治会への通知、会議、地域行事の案内等、あらゆる機会を活用して、「子どものいる場所ではタバコを吸わない」「地域行事では受動喫煙を生じさせない」ということを繰り返し周知してください。また、単なる「配慮のお願い」にとどめず、「受動喫煙対策すら行わない地域活動は若い世代から見限られる」「地域の慣習を理由に他人の健康を傷つけてはならない」という強いメッセージを、市から自治会等に発信することを要望します。	地域行事における受動喫煙防止対策や子どもを受動喫煙から守るための周知啓発に関する御意見として承りました。 市が後援・協賛・共催するイベントについては、調布市後援等に関する取扱要綱及び調布市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱に基づき、市の名義の承認に際して「会場内や周辺における受動喫煙防止対策に努めること」を条件としております。 また、本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、様々な機会や媒体を活用し、受動喫煙防止に関する周知啓発を行っています。 今回いただいた自治会等への周知に関する御意見につきましては、関係部署と連携しながら、効果的な周知・啓発の手法について検討して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
45	その他	意見の趣旨 今回の改正案が、「子ども」を20歳未満の者と明確に定義し、市内の大学及び短期大学に隣接する路上を、子どもの受動喫煙防止に係る喫煙禁止の対象に加えることに賛成します。また、加熱式たばこを過料の徴収対象に加える方向性も、近年の普及状況を踏まえた重要な見直しだと考えます。 一方、条例に対象や区域を明記するだけでは、子どもの受動喫煙を現実に減らすことはできません。私は日常的に市内の学校周辺、通学路、公園、駅周辺等でごみ拾いを行っていますが、場所や時間帯によっては、加熱式たばこの使用済みスティックを含め、一回に100本を超える吸い殻を回収することがあります。ボランティア活動で訪れた調布市立第一小学校の敷地内でも、加熱式たばこの使用済みスティックのポイ捨てを確認しています。 吸い殻の存在だけで、その場所での喫煙や子どもの健康被害を直ちに断定することはできません。しかし、子どもが日常的に利用する場所に多数の吸い殻が継続的に捨てられている事実は、周辺で喫煙が行われ、子どもが煙やエアロゾルにさらされている可能性を示す重要な手掛かりです。一市民のごみ拾いで確認した実態ではありますが、吸い殻を単なるごみとしてではなく、喫煙と受動喫煙の実態を把握する端緒として捉えていただきたいと思います。 特に加熱式たばこは、エアロゾルが見えにくく、臭いも比較的弱いため、周囲が喫煙に気付きにくい特性があります。喫煙中の受動喫煙に加え、ポイ捨てされた使用済みスティックと内部の金属片による安全上の懸念もあります。第一小学校の敷地内で使用済みスティックの内部の金属片を実際に確認した経験から、学校の敷地とその周辺、通学路、公園、駅前等での予防的な対策が重要と考えます。 今回の条例改正を機に、市内の学校の敷地とその周辺、通学路、公園、駅前等における喫煙とポイ捨ての実態を把握し、加熱式たばこへの対策を強化することが必要です。併せて、過料制度の実施までの工程表を公表すること、使用済みスティックの金属片に関する情報を関係機関で共有することを、具体的に進めていただきたいと考えます。 こうした取組が、条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」につながるものと考えます。以下、具体的な意見を述べます。	加熱式たばこによる受動喫煙や使用済みスティックのポイ捨て、子どもへの影響に関する御意見として承りました。 本条例の施行時（令和元年7月）は、加熱式たばこに関する科学的知見が十分ではなかったため、過料徴収の対象としていませんでした。しかし、その後、加熱式たばこに含まれる主流煙や副流煙にも有害物質が含まれていることが明らかになってきたことから、本条例の改正にあわせ、加熱式たばこを過料徴収の対象としています。 また、金属片が内蔵された加熱式たばこのスティックについては、乳幼児による誤飲事故等が報告されており、独立行政法人国民生活センターにおいても注意喚起が行われています。頂いた御意見につきましては、今後の受動喫煙防止対策や周知啓発を進める上での参考とさせていただきます。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
46	その他	1　加熱式たばこの普及とその特性を踏まえた対策の強化 厚生労働科学研究として公表された「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」（令和8年3月）によると、2025年度第3四半期までの販売数量は、紙巻きたばこ603億本、加熱式たばこ536億本であり、加熱式たばこは全体の46.5%に達しています。紙巻きたばことほぼ同程度の規模まで普及している現状を、条例の運用にも十分反映させることが必要です。 厚生労働省の第5回受動喫煙対策専門委員会（令和8年5月21日）では、研究班報告書を基に、健康影響を示唆する研究や子どものニコチン曝露を示す研究が紹介される一方、長期的な影響には未解明な点が残ることも示されています。未解明であることを安全と捉えるのではなく、子どもの健康を守るため、予防的な受動喫煙防止策を講ずることが必要です。この考え方は、市の概要説明にある、同委員会での検討を踏まえて加熱式たばこを過料の徴収対象に加えるとしている趣旨とも一致すると認識しています。 また、東京都医師会は、東京都への令和8年度予算等に対する要望において、加熱式たばこ等による健康被害を防ぐため、屋内外での使用禁止などの規制が必要との考えを示しています。 加熱式たばこの普及が進むなか、市が国や東京都等の情報や知見を継続的に収集し、紙巻きたばこと同様に、調査、巡回、指導及び啓発の対象として明確に位置付けることは当然のことと思います。さらに、煙や臭いに気付きにくいという特性を踏まえ、表示や周知、巡回時の確認など、具体的な対策を強化することが必要と考えます。	加熱式たばこに対する対策の強化に関する御意見として承りました。 本条例の施行時（令和元年7月）は、加熱式たばこに関する科学的知見が十分ではなかったため、過料徴収の対象としていませんでした。しかし、その後、加熱式たばこに含まれる主流煙や副流煙にも有害物質が含まれていることが明らかになってきたことから、本条例の改正にあわせ、加熱式たばこを過料徴収の対象としています。 今後も、国や東京都等の動向や科学的知見を注視しながら、周知啓発を含む受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
47	その他	2　条例改正の実効性を確保するための実態把握と具体的な対策 ≪実態調査≫ 条例改正を現場で機能させるため、路上等喫煙禁止区域である駅前広場とその周辺の路上に加え、市内の小・中・高等学校の敷地とその周辺、通学路、公園、児童遊園、大学・短期大学周辺等を対象として、曜日や時間帯を変えて継続的に調査することが必要です。紙巻きたばこと加熱式たばこを区分し、喫煙や吸い殻の状況、巡回・指導件数等を記録して結果を公表することが、市民の理解と条例の実効性を高めることにつながります。 ≪加熱式たばこ違反者への指導≫ 加熱式たばこは喫煙の事実が周囲から分かりにくいため、禁止区域の表示や周知資料に、加熱式たばこも対象であることを明記することが必要です。また、巡回時に加熱式たばこの使用にも十分注意し、確認した違反を具体的な指導につなげるなど、加熱式たばこへの対策を強化することが重要と考えます。 ≪学校施設と地域行事≫ 学校の体育館や校庭等を地域に開放する場合や、校庭等を夏祭りなどに使用する場合には、加熱式たばこを含む敷地内禁煙とポイ捨て禁止を、利用条件、申請書、許可書、開催案内等に明記することが必要と考えます。利用団体への事前周知と、利用終了後に吸い殻や使用済みスティックが残されていないか確認する仕組みも必要です。 ≪加熱式たばこの使用済みスティックの金属片≫ 一部の加熱式たばこの使用済みスティックには、薄く小さな金属片が含まれています。第一小学校の敷地内で拾ったスティックからも金属片を確認しました。具体的な健康影響や傷害の危険性には未解明な点がありますが、校庭や公園の砂、土、草地に紛れ込めば、子どもが触れる、口に入れる、手足を傷つける可能性が懸念されます。受動喫煙とは区別し、生活環境上の安全問題として、市が情報を収集し、関係機関と共有したうえで、必要な対応を検討することを望みます。 ≪関係者への情報提供≫ 教育委員会、学校、公園等の施設管理者、学校施設の利用団体、学校医、調布市医師会、薬剤師会等に、加熱式たばこの使用済みスティックと内部金属片の写真、特徴、適切な回収・処分方法等を共有することが必要と思います。第一小学校の敷地内で実際に確認された事実も共有し、学校や公園等で発見した場合の連絡、回収、処分の方法を明確にすることが重要です。併せて、関係機関と連携し、加熱式たばこの受動喫煙と金属片の安全性について、専門的な見地から情報を収集し、注意喚起と具体的な対策につなげることが必要と考えます。	学校施設や公園等における加熱式たばこ対策やポイ捨て防止対策の強化に関する御意見として承りました。 市立学校を含む市立施設は、本条例に基づき敷地内禁煙として、受動喫煙防止対策を講じております（ただし、市長等が定める施設を除く）。 ポイ捨て防止対策については、都市美化の観点から、加熱式たばこであるか否かを問わず、たばこ関連ごみ全般を対象として、ポイ捨て防止の啓発活動や巡回等を実施しています。 また、学校周辺、通学路及び公園等における路上喫煙や吸い殻等のポイ捨て防止については、都市美化及び子どもの安全確保の観点から重要であると認識しています。 今後も、教育委員会や関係団体と連携し、受動喫煙防止対策に取り組むとともに、ごみの散乱状況や市民の皆様から寄せられる御意見等を踏まえながら、より効果的なポイ捨て防止対策について検討して参ります。
48	その他	5　調布市の地域特性を生かした受動喫煙防止の取組 東京都内には、千代田区をはじめ、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て対策を先進的に進める自治体があります。一方、調布市は都心部とは地域環境が異なり、住宅地の中に学校、通学路、公園があり、多摩川や豊かな緑、深大寺、神代植物公園など多くの人が訪れる場所にも恵まれています。この地域特性の中で、学校や通学路、公園など子どもの身近な場所を大切にしながら、加熱式たばこを含む受動喫煙防止とポイ捨て対策を進めることは、子どもの健康と安全だけでなく、市民の生活環境、自然環境、観光地としての魅力を守るうえでも大きな意義があります。他自治体の取組を参考にしながら、住宅都市であり、自然と観光資源を持つ調布市ならではの対策を進めることを期待します。	地域特性を生かした受動喫煙防止対策やポイ捨て防止対策に関する御意見として承りました。 令和元年7月に本条例を施行し、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 頂いた御意見につきましては、市内の学校、通学路、公園をはじめとした生活環境や地域の特性も踏まえながら、今後の受動喫煙防止に関する施策の展開や取組の参考とさせていただきます。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
49	その他	結び 今回の条例改正を、子どもの定義や禁止区域を形式的に変更するだけのものにせず、現場の実態把握と具体的な対策につなげることが重要なポイントとなります。加熱式たばこについては、喫煙中の受動喫煙と、喫煙後に残る使用済みスティックの内部金属片という二つの側面から、予防的に子どもの健康と安全を守ることが必要です。 そのため、実態調査と加熱式たばこへの対策強化、学校施設や地域行事での周知、使用済みスティックの金属片に関する関係機関での情報共有を進めることが必要です。併せて、施行規則の整備、巡回・指導、過料制度の施行日決定、施行後の効果検証までを一体とした工程表を作成し、市民に公表することを強く望みます。 調布市が「子どもと市民を大切にする、健康で住みやすいまち」「受動喫煙防止を調布市全体で取り組み、魅力ある調布をつくる」として、受動喫煙防止と環境保全に調布市全体で積極的に取り組むことを期待します。 参考資料 ・厚生労働省「加熱式たばこの健康影響」 ・厚生労働省「第5回受動喫煙対策専門委員会」資料及び議事録（令和8年5月21日） ・厚生労働科学特別研究「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」（令和8年3月） ・東京都医師会「令和8年度東京都予算等に対する要望事項」 ・令和8年8月25日付「加熱式たばこのポイ捨て等に関する実態把握と対策について」 （私の調布市長宛て意見書） ・上記意見書に対する令和8年9月10日付の調布市回答書	本条例の実効性の確保や加熱式たばこ対策の推進に関する御意見として承りました。 令和元年7月に本条例を施行し、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の害から市民の健康を守る取組を推進しています。 また、条例の実効性を高めるため、市報や市ホームページはもとより、啓発チラシの全戸配布や、小学生を対象とした喫煙禁止教育を実施するほか、調布駅前広場に周知看板を設置するなど、様々な機会や媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めるとともに、市内各駅で実施しているパトロール員の巡回や声かけにより、路上喫煙者に対する声がけを行うことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるよう取り組んでいます。 加熱式たばこの使用済みスティックに関する御意見につきましては、今後の受動喫煙防止対策や周知啓発を進める上での参考とさせていただきます。 今後も、受動喫煙から全ての市民を守る観点から、受動喫煙防止対策を推進して参ります。 頂いた御意見につきましては、今後の受動喫煙防止対策に関する施策の展開や取組の参考とさせていただきます。
50	その他	意見：市内の大学がすめて敷地内禁煙になることに合わせて ・隣接する路上の禁煙， ・子どもの年齢を20歳未満として喫煙できない年齢に合わせること はわかりやすくて良いと思います． 加熱式タバコも従来の紙巻きタバコ同様に過料の対象として規制していくことはよいと思います． 条例改正に合わせて大学生への啓発を推進して大学生からタバコを始めない様に啓発してください． 調布市を訪ねるたびにタバコを吸いにくい環境がよく整備されていて市民（特に子ども）の健康を守るを意識を感じています．	大学生への周知啓発については、受動喫煙防止対策だけでなく、喫煙による身体への悪影響を防ぐ観点からも重要であると認識しています。 大学生への周知啓発として、関係団体と連携し、既に一部の大学では新入生を対象とした受動喫煙防止に関する講演を実施しており、引き続き、様々な機会・媒体を活用し、条例の内容や受動喫煙対策の周知に努めて参ります。 また、本条例の施行時（令和元年7月）は、加熱式たばこに関する科学的知見が十分ではなかったため、過料徴収の対象としていませんでした。しかし、その後、加熱式たばこに含まれる主流煙や副流煙に有害物質が含まれていることが明らかになってきたことから、本条例の改正にあわせ、加熱式たばこを過料徴収の対象とします。 今後も、本条例の目的である「次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現」に向けて、受動喫煙防止対策を推進して参ります。
51	その他	大学等に隣接するか否かを問わず、市内全ての路上を対象に喫煙禁止にしてほしい。	市域全域を喫煙禁止とするのは、広範な区域におけるパトロールの実施など、運用面や実効性の確保に関する課題があると考えています。 そのため、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を路上等喫煙禁止区域に指定するとともに、市報や市ホームページ、周知チラシの全戸配布等による啓発や、巡回を実施し、受動喫煙防止に取り組んでいます。 今後も、受動喫煙から市民を守る観点から、効果的な受動喫煙防止対策の推進に取り組んで参ります。

No	項目	御意見の概要	市の考え方
52	その他	この項目に直接関係ないのですが… 近隣の飲食店、喫煙禁止区域で、衝立など全くないにも関わらず、テラス席での喫煙が可能になっているのが理解できません。〇〇〇〇というお店です。また、うちのマンションのテナントに美容院が入ったのですが そちらの美容師さんの休憩時、また お客さんも 前の道の端(保育園の園庭側)でよく 喫煙しています。喫煙禁止区域内の店舗については、大変だとは思いますが、今一度注意喚起の 配布物や、個別訪問などお願いできませんでしょうか。せっかくの条例が機能していません。	特定の店舗や事業者への対応に関する御意見につきましては、個別案件に関する内容であることから、パブリック・コメント手続の趣旨を踏まえ、回答は差し控えさせていただきます。 なお、頂いた御意見につきましては、今後の受動喫煙防止対策を進める上での参考とさせていただきます。
53	その他	既に考慮されている部分もあろうかと思いますが、下に記載させていただきますのでご参考いただけましたら幸いです。 ① 他の地域でも導入しているように、罰則規定を設けていただけないかと希望しております。 ② また、路上を対象するだけでなく、道路に隣接建物などの空間部分での喫煙をカバーした規制にされた方が、より良いと思います。 → 建物の部分に入れば喫煙OKと理解し、喫煙される方が散見されます。 ② 条例マターではないと思いますが、啓蒙・広報の手段の多様化や強化を希望します。 特に、弊職の住んでいる地域では、駅前ロータリーを避けた方たちの喫煙並びにポイ捨てが目立つように思っております。 巡回終了後、また夜間での効果は限定的かとは思いますが、一定程度の抑止効果を期待したいです。 後冬になり、日が短くなるので、子供への受動喫煙など懸念しております。 → 南口ロータリー沿い、ゲームセンターとファミマの間の道路上及び、ゲームセンター沿い空きスペースでの喫煙駅ビル成城石井南側のローソンと駐輪場の間での喫煙は、その後のポイ捨て含め多々見受けます 以 上	令和元年7月に本条例を施行し、多くの人が集まる駅前とその周辺の路上を本条例に基づく路上等喫煙禁止区域に指定しています。また、当該禁止区域内で路上等喫煙防止指導員による喫煙中止の指導に従わなかった場合、2,000円の過料を科すことができることとしています。 市内各駅で実施しているパトロール員の巡回により、路上喫煙者に対する声がけを行ってきたことで、受動喫煙防止についての理解や協力が得られるようになってきているものと認識しており、現在のところ、過料規定の適用に至る事案は生じておりません。 また、私有地であっても、道路に面した場所での喫煙により、通行者等に受動喫煙が生じる場合があると認識していますが、私有地における喫煙の規制については、個人の権利への配慮や規制対象の範囲、実効性等を踏まえた慎重な検討が必要と考えています。 受動喫煙の防止に向けた周知・啓発方法については、頂いた御意見を参考に、効果的な取組になるよう引き続き検討して参ります。
54	その他	【兵庫県受動喫煙防止条例】と同様の規定を条例に盛り込む方向で検討いただいてはどうでしょうか。美唄市受動喫煙防止条例にも同様の規定がある。 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務:喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。	他自治体における受動喫煙防止条例の規定に関する御意見として承りました。 私有地における喫煙の規制については、個人の権利への配慮や規制対象の範囲、実効性等を踏まえた慎重な検討が必要と考えています。また、20歳未満の方や妊婦を受動喫煙から守るための取組は重要であると認識しており、頂いた御意見につきましては、今後の受動喫煙防止対策の推進において参考にさせていただきます。

※御意見は，原則，いただいた原文を基に掲載しています。
※個人名や店舗名は伏字としています。